

第 1 号 議 案

令和 3 年度こしがや景観資源の登録について

越谷市景観条例（平成 2 5 年条例第 1 7 号）第 3 3 条第 1 項第 5 号の規定により諮問する。

令和 3 年 1 0 月 1 4 日提出

越谷市長 高 橋 努

諮 問 理 由

越谷市景観条例第 3 3 条第 1 項第 5 号の規定により、こしがや景観資源の登録に関し、景観評価委員会が評価し、及び調査審議するため。